

上田市認知症伴走型支援事業  
委託事業者募集要領

令和8年3月

上田市

## 1 募集の趣旨

本事業は、認知症の人やその家族が身近な地域で専門職に気軽に相談できる場所を増やし、認知症に対する不安解消に係る助言などを受けることにより、地域での生活を支えることを目的とした事業であり、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式により委託事業者を選定する必要があるため、本書のとおり委託事業者募集及び選定に関し必要な事項を定めることとし、これに基づき事業者を選定いたします。

## 2 業務委託の概要

以下のとおりです。

- (1) 業務名 上田市認知症伴走型支援事業
- (2) 業務目的 認知症の人の生きがいにつながるような支援や、専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行う「伴走型の支援拠点」を整備するもの。
- (3) 委託期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 上田市認知症伴走型支援事業委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

## 3 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、提案書等提出届提出時点において、次の全ての条件を満たすものとしします。

- (1) 上田市内に事業所を有していること。
- (2) 本プロポーザルが公開された時点において「令和7・8・9年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第6条第1項に規定する暴力関係者でないこと。
- (5) 提案書等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 提案書等の提出時点において、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。

## 4 募集

市内の認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護予防小規模多機能型居宅介護等の地域の介護サービス事業所における既存資源を活用し、認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う伴走型支援拠点を置ける者を募集します。

## 5 応募方法等

(1) 応募方法 下記提出書類の提出をもって参加申込とします。

内容等		
ア	提出書類	「5－(3) 提出書類」を参照してください。
イ	提出部数	5部（正本1部、副本4部） ※詳細は、「5－(4) 提出書類の作成及び提出にあたっての留意点」及び「5－(5) 提出部数」を参照してください。
ウ	提出方法	<u>持参又は郵送</u> ※郵送による場合であっても、提出期限必着とします。郵送による場合は、配達記録が残る方法で送付してください。
エ	提出場所	〒386-8601 上田市大手1丁目11番16号 上田市役所本庁舎2階 高齢者介護課

(2) 提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時 必着

(3) 提出書類

内容等		
ア	様式1	<u>上田市認知症伴走型支援事業提案書等提出届書</u>
イ	様式2	<u>上田市認知症伴走型支援事業提案書</u>
ウ	様式3	<u>見積書</u> ...※見積金額には、業務に係る全ての経費を含めてください。

(4) 提出書類の作成及び提出にあたっての留意点

ア 提出書類は、原則として「A4版両面刷り」とします。

イ 本文の字体は、原則として「MS明朝体 10.5ポイント」とします。

ウ 提出書類は前記「5－(3) 提出書類」の順番に綴じてください（A4版縦左綴じ横書き）。

※正本のみファイルへ綴じていただき、副本は綴り紐等で1部ずつ綴じてください。

(5) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

ア 副本は正本の写しで結構です。

イ 提出された書類の再提出及び修正はできないものとし、採用・不採用に係わらず返却いたしません。なお、追加資料が必要な場合は応募者全員に通知します。

ウ 提出された提案書等の書類が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(ア) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(イ) 虚偽の記載をしたもの。

(ウ) その他、提出期限、提出方法等本要領により指定された条件に適合しないもの。

エ 提出書類は、本業務の受託者選定の目的以外には使用しません。

オ 提出書類は原則として公開しません。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該本人の権利、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合があります。

カ 提出書類は、本業務の受託者選定に必要な範囲で又は公開等の際に複製を作成することがあります。

## 6 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次のとおり行います。

質問受付期間	令和8年4月8日（水）午後5時 必着
質問方法	「様式7 質問票」に記入の上、電子メール又はFAXにて提出してください。 ※来庁及び電話での質問は受け付けません。 ※電子メール又はFAXの表題は「上田市認知症伴走型支援事業に係る質問」としてください。
提出先	「12 問い合わせ先・担当者」へご提出ください。
回答方法	令和8年4月13日（月）までに、電子メールにより質問者へ回答、及び市のホームページに公開します。

## 7 辞退

提案書等を提出した後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおりとします。

辞退方法	「様式8 辞退届」に記入の上、郵送、電子メール又はFAXにて提出してください。 ※来庁、電話での辞退は受け付けません。 ※電子メール又はFAXの表題は「上田市認知症伴走型支援事業に係る辞退届」としてください。
受付期間	令和8年4月15日（水）午後5時 必着
提出先	「12 問い合わせ先・担当者」へご提出ください。

なお、プロポーザルを辞退することによって、今後の上田市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

## 8 プレゼンテーション

(1) 審査日時・会場（※時間等の詳細は、提案書等の提出締め切り後に通知します。）

審査日	令和8年4月17日（金）※予定
プレゼンテーション審査	<会場> 上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁舎3階 会議室303

(2) 審査の注意事項

ア プレゼンテーション審査

(ア) プレゼンテーションは、質疑応答含め1事業者あたり25分以内とします。

<説明15分、質疑応答10分>

- (イ) プレゼンテーションは、提案書の内容に基づいて行ってください。
- (ウ) パソコン等電子機器類の使用はいたしません。
- (エ) プレゼンテーションを行うにあたって、指定の提出書類の他に必要なものがある場合は追加書類を認めますが、紙ベースで7部用意してください（様式は任意とします）。
- (オ) プレゼンテーションの参加人数は3名以内としてください。

## 9 審査及び選定

(1) 応募事業者について、上田市認知症伴走型支援事業者選定委員会により、提出書類、プレゼンテーション、見積価格を総合的に評価し事業者を選定します。なお、審査内容は非公表とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 審査項目及び配点割合

評価項目	評価基準	配点割合
1 事業所、類似事業実績	継続性、安定性、類似事業実績	15%
2 事業実施方針	当事業の実施方針と合致しているか	35%
3 認知症対応	認知症の人への配慮	25%
4 アピールポイント	アピールポイント	10%
5 見積価格	見積額	15%

(3) 選定結果は、後日書面で応募事業者へ通知します。

## 10 選定スケジュール

質問受付期限	令和8年4月 8日（水）午後5時 必着
提案書等提出締切日	令和8年4月15日（水）午後5時 必着
辞退届提出締切日	令和8年4月15日（水）午後5時 必着
プレゼンテーション	令和8年4月17日（金）※予定
選定結果通知	令和8年4月下旬

## 11 その他

本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

## 12 問い合わせ先・担当者

上田市福祉部高齢者介護課 担当者：酒井  
住 所：〒386-8601 上田市大手1-11-16 上田市役所2階  
連絡先：TEL 0268-23-5140（直通）FAX 0268-29-4466  
Mail korei@city.ueda.nagano.jp